**業務委受託に関する覚書**

　受託者 公立大学法人横浜市立大学（以下「甲」という。）と委託者　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）及び開発業務受託者　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という。）は、甲乙間にて西暦　　　　年　　月　　日付で締結した治験契約書（以下「原契約書」という。）に基づく臨床試験「（治験課題名）〈治験実施計画書番号：　　　　　〉」（以下「本治験」という。）の実施に際し、以下の各条のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わすものとする。なお、その他の条項については、原契約書のとおりとする。

（委託される業務）

第１条　甲は、乙が開発業務のうち次に規定される業務を丙に委託することを承認する。なお、乙丙間の業務の委受託に関しては、原契約書に定めるものの他、乙丙間にて西暦　　　　年　　月　　日付で契約締結した業務委受託契約書（以下「原委受託契約書」という。）によるものとする。

①*（委託業務１）*

②*（委託業務２）*

③*（委託業務３）*

（業務の実施）

第２条　丙は、本覚書の他、原契約書並びに原委受託契約書に基づき、本業務を実施するものとする。なお、乙及び丙は、第1条に定めた委託される業務の範囲に変更が生じた場合には、直ちに甲に通知しなければならない｡

（本覚書の効力等）

第３条　本覚書は、本覚書締結日から原契約書の変更等にかかわらず本治験の終了までの間、効力を有するものとする。ただし、甲乙間における本治験の契約期間終了以前に、乙丙間にて原委受託契約書の契約が終了又は解除された場合には、その時点を持って本覚書を解除し、第1条に定めた委託される業務については乙が実施する。

２　乙は、甲乙間における本治験の契約期間終了以前に、乙丙間にて原委受託契約書の契約が終了又は解除された場合には、これを遅滞なく甲に通知するものとする。

３　前二項に基づき本覚書が解除された場合であっても、原契約書第7条第2項の規定はなお有効に丙に存続する。

４　本覚書に規定する事項は、甲乙丙間の協議により、変更又は解除することができるものとする。

（責任の所在）

第４条　乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。ただし、丙は、本条の規定により、原委受託契約書に基づく丙の乙に対する責任は免れない。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

 　　　西暦　　　　　年　　　月　　　日

 甲　横浜市金沢区瀬戸22番2号

 　　公立大学法人横浜市立大学

 　　理事長　　　　 印

（実施医療機関所在地）横浜市南区浦舟町四丁目57番地

（実施医療機関名）公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

 乙　住所（所在地）

 　　法人名

 　　代表者氏名　　　　　　　　　　　 印

 丙　住所（所在地）

 　　法人名

 　　代表者氏名　　　　　　　　　　　 印

 上記の覚書内容を確認しました。

　　　西暦　　　　　年　　　月　　　日

 治験責任医師　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）